

ノート型パソコン賃貸借仕様書

令和 8 年（2026 年）2 月 27 日

1 賃借予定期間

令和 8 年（2026 年）3 月 16 日から令和 13 年（2031 年）2 月 28 日まで（16 日と 59 か月）

2 納入場所

公益財団法人長野県産業振興機構

(1) 本部・長野センター

長野市若里 1-18-1 工業技術総合センター 3 階

(2) 松本センター

松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内

(3) 諏訪センター

諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内

(4) 伊那センター

伊那市西箕輪 2415-6 伊那技術形成センター内

3 品目・数量

ノート型パソコン 17 台

4 仕様

次のスペックと同等品以上とする。一例として dynabook B55/LY (Dynabook 製) がある。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) OS | Windows11 Pro |
| (2) CPU | Corei5-1334U 第 13 世代 以上 |
| (3) RAM | 16GB 以上（メモリ増設による対応可） |
| (4) ストレージ | SSD 256GB 以上 |
| (5) セキュリティ | セキュリティチップ（TPM）TCG Ver2.0 準拠、BIOS 及びストレージの暗号化・パスワード設定対応 |
| (6) ディスプレイ | 15.6 型ワイド LED バックライト付 TFT カラーLED 液晶
HD 解像度 1,920×1,080 ドット ノングレア処理 |
| (7) キーボード | テンキー付 日本語 JIS 配列準拠 |
| (8) ポインティングデバイス | USB マウス光学式、タッチパッド（ジェスチャーコントロール対応） |
| (9) 有線 LAN | 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Wake-up on LAN 対応 |
| (10) 無線 LAN | Wi-Fi 6E 対応、IEEE802.11a/b/g/n/ac 準拠 |
| (11) USB ポート | Type-A USB3.2×3 ポート以上、Type-C USB3.2×1 ポート以上 |
| (12) 外部ディスプレイ端子 | HDMI 出力端子（解像度最大 3840×2160 ドット）、RGB 端子（解像度最大 1920×1200 ドット）、USB Type-C 端子（解像度最大 3840×2160 ドット） |
| (13) Web カメラ | 内蔵 有効画素数 92 万画素程度 |
| (14) スピーカー | 内蔵 ステレオスピーカー |
| (15) 光学ドライブ | DVD スーパーマルチドライブ |
| (16) Bluetooth 対応 | V5 準拠 |

- (17) その他インターフェイス 3.5mm ステレオミニジャック（マイクイン、ヘッドフォン、ラインイン・アウト、ヘッドセット兼用端子対応）
- (18) オフィスソフト Microsoft Office Home & Business 2024（Word・Excel・PowerPoint 対応）
- (19) 付属品 マウスパッド（台数分）
- (20) 環境性能 グリーン購入法対応、PC グリーンラベル基準適合、国際エネルギースタープログラム適合、RoHS 指令対応、J-Moss グリーンマーク適合

5 納入

- (1) 納入作業環境 納入作業に必要なケーブル類を用意すること。
- (2) 設定 システム担当者と十分に打ち合わせを行い、次の設定を実施し、全体が有効に機能する状態で納入すること。
- ①ネットワークへの接続設定
 - ②プリンター及びスキャナー設定
 - ③オフィスソフトのインストール
 - ④メール及びドキュメントデータの移行
 - ⑤サーバーへのアクセス設定
- (3) 梱包材等処理 納入時に生じる梱包材等の廃棄物は、関係法令に基づいて適正に処理すること。
- (4) 識別ラベル 契約者名、故障時等の連絡先を明記したラベルを添付すること。
- (5) 費用 納入に関する一切の費用を契約金額に含むこと。

6 保守

- (1) 期間 賃貸借期間における土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時から午後5時までを対象とすること。
- (2) 場所 原則として、納入場所に出張して修理し、正常な状態に回復させること。納入場所での修理が困難な場合は、代替品を用意すること。
- (3) 費用 出張費用、部品・交換工賃、代替物品や交換部品の納入、処分費等、保守に関する一切の費用を契約金額に含むこと。

7 撤去

- (1) 回収・撤去 賃貸借期間満了後は、パソコンを回収し、データを完全に消去すること。
- (2) データ消去 データ消去の際は、物理破壊、または、ストレージ(SSD)の特性に対応する復元不可能な規格として国内の第三者機関が認定する方法によることとし、作業終了後、データ消去作業証明書または報告書を提出すること。（故障によりストレージを交換する場合も同様の対応とする。）
- (3) 費用 撤去に関する一切の費用を契約金額に含むこと。

以上